

第31回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成22年10月5日(火)に「第31回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

前回の委員会活動の内容を事務局が説明し、それを承認した後、「野洲川小浜河川公園」と「野洲川川田河川公園」の更新申請にかかる審議に入りました。

今回は、「審査表」に対するコメントの最終確認と、委員会から河川管理者に提出する「意見書」を確定するため審議を行いました。



▲第31回河川保全利用委員会

開催日時:平成22年10月5日(火)9:30~11:40

場 所:ウォーターステーション琵琶

参加者数:委員9名 河川管理者3名 事務局3名 傍聴者8名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第30回委員会活動の整理事項
 - 2) 第9回調整作業会の結果報告
 - 3) 小浜河川公園及び川田河川公園の審査表の審議
 - 4) 小浜河川公園及び川田河川公園の意見書(案)の審議
 3. 報告事項(第4期委員の構成について)
 4. 一般傍聴者からの意見聴取
 5. 委員会の今後のスケジュールについて
 6. 閉会

配布資料

- ・議事次第
- ・第30回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・第30回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・第9回調整作業会の記録
- ・審査表
- ・意見書(案)
- ・第4期委員の構成について
- ・意見書(案)修正対照
- ・今後のスケジュールについて

審議の概要

◇小浜河川公園及び川田河川公園の審査表の審議

第9回調整作業会の意見を反映させた審査表の最終確認を行いました。

次のような意見があり、内容を修正しました。

- (小浜B23)調査が不十分であることが原因で代替地が見つかっていないような文章になっているので、文章を区切る。
- (小浜B42)「地元に理解されている」は「地元に認められている」に修正する。
- (小浜C35)地域の活性化に至っているかは確認することができないので、「活性化を目指しているがその評価はなされていない」と修正する。

- (C41)アンケートは関心のある一部の人しか答えないで、意見聴取方法の改善に重きを置いた文言に修正する。
- (C42)この項目は今の施設利用者や流域住民からの意見を反映させているかどうかを審査する項目なので、意見は反映されておらず、その上で意見聴取方法の検討改善を踏まえ、意見を反映する必要がある、と修正する。
- (川田B22)半径3kmの範囲での調査なので「近隣」と加える。
- (川田C12)申請の手続き上は「適切」ではなく「妥当」とし、「用途」は適切と言えない、と修正する。
- (川田D15)「連続性の分断」ではなく「生物の生息環境の分断」とし、後半は「生息環境のつながりの確保」に一層の配慮をされたい、と修正する。

◇小浜河川公園及び川田河川公園の意見書(案)の審議

河川管理者に提出する意見書を確定するため、最終的な審議を行いました。

- (小浜)第三段落の文章が長いので文章を区切って整理する。

その他、細かい修正がありました。

審査表、意見書とも委員会での発言以外に意見がある場合は一週間以内に事務局へ連絡し、委員長、副委員長と相談のうえ、確定することとしました。

◇一般傍聴者からの意見について

第3期委員の任期が今年度末で終了します。河川管理者から提示があった次期委員の構成についての考え方を事務局から報告しました。

現在は10名に委嘱していますが、「基本理念・基本方針」、「申請審査の手引き」の審議が完了しているので次期から7名とすること、公募委員は今年度同様2名以内で募集することが示されました。

これに対し、委員からは現在委嘱していない自治体関係者へも声をかけるべきではないかという意見がありました。また、委員定数に関する規約の改正については来年度以降に検討することとしました。

◇一般傍聴者からの意見について

一般傍聴者からの意見はありませんでした。

今後の委員会開催予定

●第32回委員会

日 時:調整中 場 所:調整中

■主な審議内容

野洲川河川公園(野洲市)、野洲川運動公園(栗東市)、

野洲川立入河川公園(守山市)の更新申請に係る現地調査及び概要説明

※審議内容については、進行の都合上、変更する場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第33号 2010年11月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連 絡 先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904 FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozan/>

E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。